

WorldRisk®・海外PL保険のリコール費用をバージョンアップ!

海外におけるリコール費用の対策は十分ですか?

生産物回収保険特約 (Product Withdrawal Coverage Form)

製品の海外輸出に伴うリスクは、
PLリスクだけではありません。
製品の回収に伴い、
様々な対応が必要になります。

- 新聞やTVでの社告や取引先への通知
- 社告文書・通知文書の作成・送付
- 製品の輸送・運送・保管
- 製品の廃棄
- 製品の交換・修理・再仕入

等

貴社が製造または販売した製品(生産物)の欠陥により、対人・対物事故またはそのおそれが生じた場合に、海外で行う製品(生産物)のリコールにかかる損害を補償します。

- A** 貴社が直接実施するリコールにより負担する生産物回収費用
- B** 部品/原材料等の納品先(完成品メーカー)・販売先(卸・小売業者)などの第三者が負担した生産物回収費用に対する法律上の損害賠償責任

AIGの生産物回収保険特約の3つの特長

☒ 特長1 対人・対物事故のおそれにも対応!

貴社の製品の欠陥による対人・対物事故が発生した場合に加え、対人・対物事故が発生すると合理的に予測される場合も補償します。

☒ 特長2 第三者が行ったリコールの求償損害も補償!

製造または販売した貴社の製品の欠陥による対人・対物事故またはそのおそれにより、完成品メーカーなどが負担した生産物回収費用に対する賠償責任を補償します。

☒ 特長3 製品の交換・修理・再仕入費用も補償!

社告費用、輸送・保管費用などのほか、リコールに伴って対象製品の交換、修理、再仕入等を行う場合の費用も補償します。

ご契約プラン

支払限度額(保険期間中): US\$100,000
免責金額(1回収につき): US\$1,000
縮小支払割合:90%(自己負担割合:10%)

※支払保険金は、対象となる生産物回収費用から免責金額を差し引いた額に、縮小支払割合90%(自己負担割合10%)を適用した額をお支払いします。

補償範囲および支払う保険金

この特約では、保険期間中に日本国外において開始された、貴社が製造または販売した「生産物」の「生産物回収」に起因して発生する以下の損害を補償します。

補償条項A. 生産物回収費用

貴社が実施する「生産物回収」により、貴社が直接負担する合理的かつ必要な「生産物回収費用」を補償します。

補償条項B. 生産物回収賠償責任

貴社以外の者が「生産物回収」を実施したことにより負担した「生産物回収費用」について、貴社が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

損害賠償金:被害者に対して支払う損害賠償金
争訟費用:裁判費用、弁護士報酬、裁判でのボンド費用、判決額にかかる利息、訴訟で被保険者に課せられた費用等

協力費用:弊社の要請に従い、協力するために要した妥当な費用

(注)争訟費用・協力費用は、支払限度額の内枠でのお支払いとなります。

【生産物回収費用の範囲】

この特約の補償対象となる生産物回収費用は、「生産物回収」が開始された日から1年以内に発生し、費用の発生日から1年以内に弊社に報告された次の費用をいいます。

- 生産物の交換、修理、再仕入、代金返還費用(利益を除き、いずれか低い額とします。)
- 「生産物回収」に関する社告・通知費用
- 文房具、案内文作成、郵送に要する費用
- 定額給従業員以外の従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費
- コンピュータ稼働のための費用
- 独立請負人・臨時雇用に要する費用
- 運送・輸送・包装費用
- 倉庫・保管費用
- 再利用できない生産物の廃棄費用(仕入・製造に要する費用を超えないものとします。)

※1.「生産物回収」とは、生産物の欠陥等により他人の身体の障害または生産物以外の財物の物理的損傷が発生した場合、またはその発生が合理的に予測される場合に、補償地域(保険適用地域)の市場で行われる生産物の回収をいいます。

※2.生産物回収の対象となる「生産物」は、保険証券記載の指定日以降に製造されたものに限りします。

保険金をお支払できない主な場合

【補償条項A・補償条項B共通】

次の事由により発生する生産物回収に対しては、保険金をお支払いできません。

- 保証違反および意図した目的への不適合(注1)
- 著作権・特許・企業秘密・トレードドレス・商標の侵害
- 生産物の劣化・腐敗・化学変化。ただし、製造・設計・工程上の過誤、生産物の輸送、または生産物に不当に手を加えられたことにより生じた場合を除きます。
- 有効保存期間の終了
- この特約が最初にセットされた保険契約の開始日より前に、または生産物が被保険者の管理・占有を離れる前に、被保険者またはその役員が存在を知っていた生産物の欠陥
- 保険期間前の行政による市場での流通禁止措置
- 行政による禁止措置後の供給・販売
- 被保険者の故意による生産物の製造・試験・保管、部品・原材料の使用、製造にかかる文書管理等に関する法令違反

- 異なった製品の供給または配送(注2)
- 生産物へのラベル表示の誤り(注2)

【補償条項B】

前記の各事由のほか、次の事由に起因する損害に対しても保険金をお支払いできません。

- 契約または合意に基づき加重された賠償責任
- 生産物の欠陥、不具合または契約の履行遅滞もしくは不履行による財物の使用不能

(注1) 他人の身体の障害もしくは生産物以外の財物の物理的損傷の発生またはその発生が合理的に予測できる場合は適用しません。

(注2) 他人の身体の障害もしくは生産物以外の財物の物理的損傷の発生した場合は適用しません。

生産物回収費用限定補償(担保)特約(自動セット)との補償内容比較(概要)

	生産物回収保険特約(オプション特約)	生産物回収費用限定補償(担保)特約(自動セット)
支払限度額	US\$100,000(保険期間中)	US\$100,000(保険期間中)
免責金額	US\$1,000(1回収)	US\$1,000(1回収)
縮小支払割合	90%(自己負担割合:10%)	90%(自己負担割合:10%)
対人・対物事故発生のおそれ	○	×
第三者が行ったリコール	○(自社および第三者が行ったリコールを補償対象)	×(自社が行ったリコールのみを補償対象)
製品の修理・交換・再仕入費用	○	×

●この特約は、基本契約となるWorldRisk®または海外PL保険にセットできます。この特約をセットする場合は、基本契約に自動セットされる生産物回収費用限定補償(担保)特約は適用されません。

●このチラシは、特約の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは